

鳥獣保護区の指定概要

番号	21	区域の名称	白川又鳥獣保護区
区域面積	鳥獣保護区 1,688 ha	特別保護地区 379 ha	県指定
指定期間	平成23年11月 1日 から 平成32年10月31日まで		
指定区域	<p>吉野郡上北山村と天川村の境界上の八剣山(標高一、九一四・六メートル)を起点として、同境界を北東進、東進して北山川の支流天ヶ瀬川と白川又川との分水の尾根との交点の手前約三〇〇メートルの、白川又川支流の通称火吹谷に向って下る尾根との交点に至り、同所から同尾根を下って通称火吹谷との交点に至り、同所から同谷を下って中ノ又谷との交点に至り、同所から中ノ又谷を約一キロメートル上って中ノ又谷と大黒構谷の分水の尾根に至る支尾根との交点に至り、同所から同支尾根を上って中ノ又谷と大黒構谷との分水の尾根に至り、同所から南東及び東に尾根を下って大黒構谷との交点に至り、同所から大黒構谷を約七五〇メートル上って上北山村と下北山村との境界の尾根に至る支尾根との交点に至り、同所から同支尾根を上って上北山村と下北山村との境界線上の、標高一、四七七・六メートルの三角点に至り、同所から同境界を西進して上北山村、下北山村及び十津川村の境界の交点に至り、同所から北進して上北山村と十津川村との境界、上北山村と五條市との境界及び上北山村と天川村との境界を経て起点に至る一円の区域</p>		



特別鳥獣保護地区の区域

白川又鳥獣保護区内の吉野郡上北山村、下北山村及び十津川村の境界の交点を起点として、同所から上北山村と十津川村との境界及び上北山村と五條市との境界を北進して上北山村、五條市及び天川村の境界の交点に至り、同所から上北山村と天川村との境界を北東進、東進して北山川の支流天ヶ瀬川と白川又川との分水の尾根との交点の手前約三〇〇メートルの、白川又川支流の通称火吹谷に向って下る尾根との交点に至る、大峯山脈の稜線から白川又川流域側四〇〇メートルの区域